

Aブランド普通預金 説明書

1. 商品名 (愛称)	Aブランド普通預金
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の方に限ります。 (ただし<u>成年後見制度ご利用の方は</u>お取り扱いできません。) ・お一人様1店舗1口座に限ります。
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・特に期間の定めはありません。
4. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・随時お預け入れできます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻(支払)方法	<ul style="list-style-type: none"> ・随時払戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (利率表示場所) (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法 (4) 課税方式	<ul style="list-style-type: none"> ・毎日の店頭表示金利を適用する変動金利となります。 ・金額段階別金利(30万円未満、30万円以上、100万円以上、300万円以上、500万円以上)を適用します。なお、金利情勢等によっては、金額段階別の金利差がつかない場合もあります。 ・適用金利は毎日見直しされます。 <ul style="list-style-type: none"> ・年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 <ul style="list-style-type: none"> ・1年を365日とする日割計算 <p>毎日の最終残高10,000円(付利最低残高)以上について、付利単位を1円として利息を計算します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分離課税(税率20%) <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p> <p>※適用金利については「窓口」でお問い合わせください。</p>
7. 手数料	_____
8. 中途解約の取扱い	_____
9. 苦情処理措置 紛争解決措置	<p>預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室(9時～17時、電話:06-6412-5576)にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>

10. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none">・「総合口座」での取扱いに限ります。 (未成年の方は総合口座貸越をご利用いただけません)・公共料金等の自動支払および給与、年金等の自動受取もできます。・Aブランド優遇サービスが受けられます。・総合口座を既にお持ちの方はその総合口座を本口座に変更することによってのみ取扱可能となります。上記の場合、お持ちのキャッシュカードは、引き続きAブランド普通預金のキャッシュカードとしてご利用いただけます。・既にお持ちの総合口座または普通預金を本口座に変更する際にお届けいただく「Aブランド総合口座取引取扱依頼書」には印紙代 200 円が必要となります。・「お知らせ不要」の取扱いはできません。・預金保険制度の付保対象預金です。 <p>※決済用預金(注)以外の預金保険制度の付保対象預金等については、1 金融機関 1 人当たり、合算して元本 1,000 万円までとその利息等が保護されます。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息等が保護されます。)</p> <p>(注) 決済用預金とは、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」の 3 条件を満たすものです。</p>
------------------	---

(令和 4 年 8 月 12 日現在)

<Aブランド優遇サービス>

あましの「Aブランド優遇サービス」では、お客様のお取引状況に応じて下記の優遇サービスを受けられます。

(1) 当金庫 ATM 時間外手数料優遇サービス

次の①～④のいずれかの1項目でもお取引がある場合、当金庫 ATM 時間外手数料が無料となります。

項目	基準日	基準値
①預金残高	前々月末	基準日の総預金残高が 10 万円以上が対象となります。
②給与振込	前々月末	基準日を含む直前 2 ヶ月間に 5 万円以上の給与振込が 1 回以上実績あり。ただし、お客様の勤務先が金融機関と行った給与振込に関する契約等に基づき振込されたものが対象となります。
③年金振込	前月 25 日	基準日の 6 ヶ月前の応答日から基準日の前日までに 1 回以上振込実績あり。ただし、共済年金については 1 回の振込金額が 5 万円以上が対象となります。
④住宅ローン	前月 25 日	基準日の前日までの実行分が対象となります。

※基準日のお取引を毎月判定いたします。お取引状況によっては無料サービスをご利用いただけない場合もございます。

※Aブランド普通預金を開設した月および従来の普通預金からAブランド普通預金へ変更した月は、お取引内容にかかわらず、3回分無料となります。

(2) Aブランド優遇ステージ毎のサービス内容

優遇サービス	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 4	特別ステージ (新規・変更用)
ATM によるカード振込手数料 200 円割引 (消費税別) (他行あて)	月 1 回割引	月 3 回割引	回数制限なし	回数制限なし	回数制限なし
外貨関連為替相場優遇 ・外貨預金預入/払出	米ドル・ユーロ 2 通貨のスポット取引 (円⇄外貨) 為替相場 50 銭優遇				—
貸金庫・保護函手数料割引	—	—	40%	50%	—
毎年抽選で VJA ギフトカードをプレゼント(注 1)	1 万円相当	2 万円相当	3 万円相当	5 万円相当	—
旅行、観劇等サークル活動へ毎年抽選でご招待 (100 名) (注 2)	—	—	—	抽選でご招待	—
当金庫のアドバイザーによる相談業務	—	—	—	対象	—
当金庫主催の資産運用セミナー等無料ご招待	—	—	—	無料でご招待	—

①ATMによるカード振込手数料(他行あて)の割引は、会員カード割引とあわせて最高 200 円(消費税別)です。

②外貨預金預入/払出のお手続時の A ブランドステージを確認させていただき、ステージ 1~4 に該当した場合、外貨関連為替相場の優遇を致します。

③貸金庫・保護函手数料の割引は、他の割引(会員カード割引等)とあわせて最高 50%です。

貸金庫・保護函手数料割引は、5 月末、11 月末時点の A ブランドステージが 3 または 4 と判定された場合、手数料割引対象となります。
(既に貸金庫・保護函契約がある方)

※5 月末時点の A ブランドステージは、4 月 25 日に決定し、決定した A ブランドステージが翌月の 5 月に反映されます。

※11 月末時点の A ブランドステージは、10 月 25 日に決定し、決定した A ブランドステージが翌月の 11 月に反映されます。

なお、新たに貸金庫・保護函契約をされた方につきましては、A ブランドステージにかかわらず、手数料割引が適用されないケースがありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

④ギフトカードプレゼント、サークル活動ご招待は、毎年 3 月末時点で A ブランド普通預金新規開設(従来の普通預金からの変更も含む) 後 6 ヶ月以上経過された方を対象に抽選致します。当選者の発表はプレゼント等の発送をもってかえさせていただきます。

(お客様のご都合で連絡が取れない場合や、お届けの住所宛に発送させていただいたプレゼント等が返戻された場合は、当選を無効とさせていただきますのであらかじめご了承ください。)

(注1) プレゼントは、各ステージ毎 100 名にお一人の割合で当選します。

(注2) 旅行・観劇等へのご招待は、お一人様 1 万円程度までとし、100 名の方が当選します。

※Aブランド普通預金(無利息型)をお持ちのお客様は、本サービスの適用はございません。

Aブランド普通預金(無利息型)は、平成 30 年 4 月 2 日以降新規のお取扱いをしております。

⑤当金庫のアドバイザーが直接お客様(ステージ 4 の方)をご担当させていただき、資産運用のお手伝いをさせていただきます。

※同一支店内、同一ご名義にてお取引いただいている内容に基づいて優遇サービスを提供致します。

但し、貸金庫契約については一部他支店での契約を含みますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

※Aブランド優遇サービス等については、特に通知することなく変更することがあります。また、優遇サービスによる各種サービスは、当金庫の事情で一時的に停止、または終了することがあります。

※ATMによる利用サービスはAブランド普通預金のキャッシュカードご利用時に限ります。

※前々月末基準で融資のご返済に延滞があった場合は、お客さまのお取引内容にかかわらず当月の本サービスの適用はございません。

※Aブランド普通預金(無利息型)の場合、優遇サービスによっては一部受けられない場合がございます。

Aブランド普通預金を開設した月は、お取引の内容にかかわらず特別ステージの優遇サービスが受けられます。

従来の普通預金からAブランド普通預金に変更された月も、同様に特別ステージの優遇サービスが受けられます。

(令和4年8月12日現在)

優遇ステージ決定の基準

1. 下記表①により、お客様ご自身が当金庫とお取引されている項目の点数を合計してください。
2. お客様ご自身が当金庫でご利用いただいている取引の残高を合計してください。
3. 上記の1および2によって算出した取引項目の点数の合計と取引残高の合計を下記表②に当てはめてください。

毎月 25 日にお客様ご自身の翌月のステージが決定します。

*Aブランド普通預金を開設した月および従来の普通預金からAブランド普通預金へ変更した月の優遇ステージは、取引内容にかかわらず、特別ステージとなります。

表① Aブランド優遇基準

取引項目		基準日	基準値	基準点数
預金取引	定期積金契約額 定額積立定期預金目標積立額	前々月末	契約額と目標積立額の合計 100 万円以上が対象	10
	財形	前月 25 日	基準日の前日までの受入分が対象	5
融資取引	住宅ローン	前々月末	基準日残高が 1 円～10 百万円以下までは 10 点。 10 百万円超 20 百万円以下は 20 点、20 百万円超は 30 点	10～30
	カードローン	前月 25 日	基準日の前日までの実行分が対象	5
	個人ローン	前月 25 日	基準日の前日までの実行分が対象	5
機能取引他	給与振込	前々月末	基準日を含む直前 2 ヶ月間に 5 万円以上の給与振込が 1 回以上実績あり。ただし、お客様の勤務先が金融機関と行った給与振込に関する契約等に基づき振込されたものが対象	20
	年金振込	前月 25 日	基準日の 6 ヶ月前の応答日から基準日の前日まで 1 回以上振込実績あり。ただし、共済年金については 1 回の振込金額 5 万円以上が対象	25
	口座振替 ①電気②ガス③固定電話 ④水道⑤NHK ⑥国民年金基金	前月 25 日	電気・ガス・固定電話…基準日の 3 ヶ月前の応答日から基準日の前日までに1回以上引落とし実績あり 水道…基準日の 4 ヶ月前の応答日から基準日の前日までに 1 回以上引落とし実績あり NHK…基準日の 15 ヶ月前の応答日から基準日の前日までに 1 回以上引落とし実績あり 国民年金基金…基準日の 6 ヶ月前の応答日から基準日の前日までに 1 回以上引落とし実績あり	1 項目毎 5
	クレジットカード	前月 25 日	基準日の 6 ヶ月前の応答日から基準日の前日までに 1 回以上の引落とし実績あり	10
	<あましん>ダイレクト インターネットバンキング	前月 25 日	基準日の前日までの登録分	5
	貸金庫・保護函契約	前々月末	基準日の前日までに手数料の引落とし実績があり、かつ未納がないこと	10
	出資会員	前月 25 日	基準日の前日までの出資証券発行分	10

表② Aブランド優遇ステージ

取引残高合計(※)	基準点数			
	30 点未満	30 点以上	40 点以上	50 点以上
100 万円以上 300 万円未満	—	ステージ 1	ステージ 1	ステージ 2
300 万円以上 1,000 万円未満	—	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3
1,000 万円以上 3,000 万円未満	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 4
3,000 万円以上	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 4	ステージ 4

※取引残高合計:「円定期預金残高」+「投資信託残高」+「一時払終身・年金保険契約残高」の合計額

【取引残高の基準日の考え方】

①円定期預金残高の場合

取引残高に計上される円定期預金残高につきましては、下記の通りとなります。

- ・優遇を受けられる月の前々月末の残高となります。

②投資信託残高の場合

・取引残高に計上される投資信託残高につきましては、下記の通りとなります。

- ・優遇を受けられる月の前々月末の時価残高となります。

算出方法は以下の通りとなります。

前々月末時点の保有口数×前々月末時点の1口あたり基準価額

※前々月末に購入した投資信託で、海外の資産を含むファンドについては翌月の取引残高として計上されます。

③一時払終身・年金保険契約残高の場合

- ・優遇対象は一時払終身保険・年金保険が対象となります
- ・取引残高に計上される保険契約につきましては、下記の通りとなります。

- ・優遇を受けられる月の3ヶ月前の月末までに、保険会社にて契約が有効に成立している保険契約の一時払保険料を基に算出します。

- ・取引残高は円換算した一時払保険料を基準とします。
- ・年金の払込みが開始となった契約は取引残高として反映されません。
- ・基本保険金額または保険金額の減額、一部解約等を行った場合は、その後の金額となります。
- ・算出した取引残高は、解約返戻金の金額とは異なります。(解約時には所定の費用が発生する場合があります。)

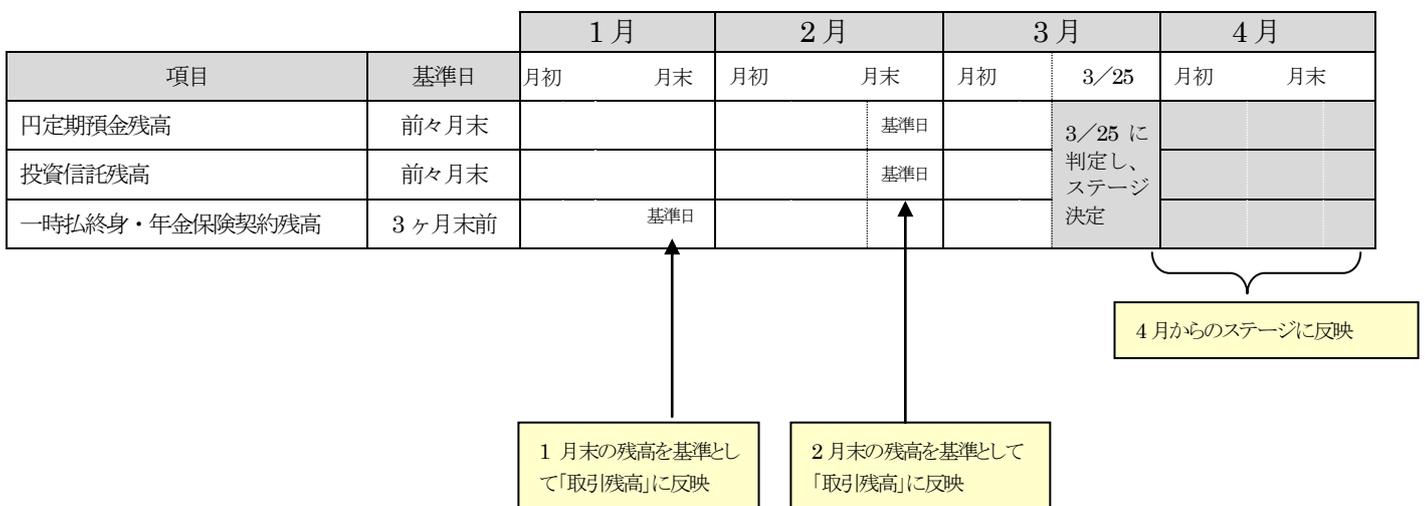
○以下の場合の保険契約については取引残高に含まれません。

- ・契約当初の契約者が変更になった場合。
- ・優遇を受けられる月の前々月末までに契約成立完了のデータが保険会社より到着していない場合。

○以下の保険契約については取引残高に含まれません。

- ・医療、がん保険 ・学資保険 ・損害保険

<基準日の考え方のイメージ図>



<留意点>

- ・取引項目の点数合計と取引残高合計により、お客さまの優遇ステージが決定します。
→基準日のお取引状況を毎月 25 日に判定し、翌月のステージを決定します。
- ・Aブランド普通預金を開設した月および従来の普通預金からAブランド普通預金へ変更した月の優遇ステージは、取引内容にかかわらず、特別ステージとなります。

本商品説明書に記載の元本を下回るおそれのある商品（投資信託・保険）に関するご留意事項

- ・本商品説明書は「Aブランド普通預金」のご案内を目的としたものであり、投資信託および保険の勧誘を目的としたものではありません。
- ・本商品説明書は元本を下回るおそれのある商品（投資信託・保険）の具体的な商品内容を説明するものではありません。
- ・商品（投資信託・保険）のお取引に際しては、手数料等がかかる場合があります。また、価格の変動等により元本を下回り、損失が生じるおそれのある商品もあります。
- ・商品（投資信託・保険）ごとに手数料等およびリスクは異なりますので、該当商品の契約締結前交付書面や目論見書または販売用資料等を十分にお読みください。
- ・詳しくはお気軽に窓口までお問い合わせください。